

公園内における喫煙の取扱いについての 市民意見募集（パブリックコメント）の実施結果を公表します

公共施設における喫煙につきましては、「神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例」に基づき対策が行われておりますが、公園は喫煙禁止の対象施設とはなっていないことから、公園内での喫煙については、利用者のマナーとして、他の公園利用者の方々に迷惑にならないようお願いしてまいりました。

しかしながら、「吸い殻が捨てられている」「子供が遊具で遊んでいるにも関わらず、その近くで吸っている人がいる」といった喫煙マナーに関する複数の声が寄せられていたことなどから、望まない受動喫煙の軽減、たばこの火による安全面や吸い殻のポイ捨ての改善を図り、子どもたちが安全に安心して利用できる環境を確保するため、市内6公園において禁煙化の試行実施やアンケートを行い、その上で、公園内における喫煙の取扱いについての方針案をとりまとめ、これについて市民の皆様の御意見をパブリックコメントにより募集しました。

その結果、公園内の禁煙化を求める意見や喫煙可能スペースの仕様に関する要望など188通（総意見数494件）の御意見をいただき、御意見の内容とそれに対する市の考え方として「公園内における喫煙の取扱いの考え方（案）」を取りまとめましたので、つぎのとおり公表いたします。

今後はこの考え方（案）に掲げた、「公園内は原則禁煙。ただし、一部公園には喫煙可能スペースを設置」とする方針に基づき、都市公園条例の禁止行為に「喫煙」を加えるなどの取組を進めてまいります。

1 意見の募集期間

令和6年9月10日（火）から10月10日（木）まで

2 実施結果の概要

意見提出数（意見件数）		188通（494件）
内 訳	意見提出フォーム	133通（349件）
	電子メール	18通（ 51件）
	FAX	19通（ 45件）
	郵送	15通（ 43件）
	持参	3通（ 6件）

3 資料の閲覧について

川崎市ホームページ「市政情報」内の「広聴・パブリックコメント」から御覧いただけます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/530/0000168745.html>)

また、以下の場所でも御覧いただけます。



- (1) かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟2階）
- (2) 各区役所市政資料コーナー
- (3) 建設緑政局緑政部みどりの管理課（市役所本庁舎17階）
- (4) 市民館・図書館
- (5) 道路公園センター
- (6) 公園管理事務所

（富士見公園クラブハウス・東田公園コミュニティハウスさくら・緑化センター管理事務所・等々力球場インフォメーション・等々力緑地 Uvance とどろぎスタジアム by Fujitsu メインスタンド1階管理事務所・生田緑地東口ビジターセンター・生田緑地西口サテライト・生田緑地整備事務所・大師公園管理事務所・夢見ヶ崎動物公園事務所・橘公園 TACHIBANA HUT・早野聖地霊園事務所・緑ヶ丘霊園事務所）

4 添付資料

- (1) 資料1 公園内における喫煙の取扱いに係わるパブリックコメントの実施結果について
- (2) 資料2 公園内における喫煙の取扱いの考え方（案）

（問合せ先）
川崎市建設緑政局緑政部みどりの管理課 中村
電話 044-200-2393